

ゴールド総合口座取引規定

OKB 大垣共立銀行

〈ゴールド総合口座取引規定〉

1. (ゴールド総合口座取引)

- (1) ゴールド総合口座取引（以下「本取引」といいます。）とは、一般の総合口座取引（別途総合口座取引規定に定める普通預金、定期預金、および当座貸越等を利用する取引をいいます。）に各種優遇サービスを付加した取引をいい、契約者にはゴールド総合口座通帳（本通帳への切り替えが後日となる場合があります。また、無通帳型総合口座については取り扱いしません。）とゴールドカード（当社所定のキャッシュカード発行口座等については取り扱いしません。）を発行できます。
- (2) 本取引の契約者をゴールド会員といいます。
- (3) 本取引の開始時は、お客さまの申し込み（当社所定の書面を提出していただきます。ただし、ATMからの申し込みについては必要ありません。）を当社が受け付けし、所定の手続きを完了した時点とします。

2. (口座管理手数料)

- (1) 本取引の利用にあたっては、当社所定の口座管理手数料（年払い、当該手数料の次回支払い月末日までの分とします。）が必要です。
- (2) 口座管理手数料は申し込みの際に初年度分をいただき、次年度以降は毎年、当該年度分として申込月の応当月15日（土曜・日曜・祝休日の場合は翌平日、以下「指定日」といいます。）に、通帳・払戻請求書の提出なしにゴールド総合口座から自動引き落としとします。なお、引き落とし済通知等の送付は省略させていただきます。
- (3) 口座管理手数料はお客さまの申し出により当社ポイント制サービス「サンクスポイント・プレゼント」のポイントを利用して無料にすることができます。所定のポイントを初年度分は申し込みの際に、また次年度以降は毎年、当該年度分として指定日に、それぞれゴールド総合口座から自動減算します。なお、次年度以降のみ指定日に所定のポイントが減算できなかった場合、当該年度分は前記（2）のゴールド総合口座からの自動引き落としにより取り扱いします（初年度分は不可）。
- (4) 口座管理手数料は申し込みの際に初年度分をいただき、次年度以降は毎年、当該年度分として指定日に所定のポイントを、ゴールド総合口座から自動減算することもできます。なお、次年度以降の指定日に所定のポイントが減算できなかった場合、当該年度分は前記（2）のゴールド総合口座からの自動引き落としにより取り扱いします。
- (5) すでに支払い済の口座管理手数料、または減算したポイントは解約等があっても返却しません。ただし、指定日の属する月の末日までに本取引を解約した場合に限り、当該指定日に支払い済の口座管理手数料、または減算したポイントを返却します。
- (6) 口座管理手数料または減算するポイントは、金融情勢の変化等により変更することがあります。変更後は変更日以降最初に到来する口座引き落とし、またはポイント減算から適用します。

3. (各種優遇サービス)

- (1) ゴールド会員は以下の優遇サービスを受けられます。
 - ① 「サンクスポイント優遇」
「サンクスポイント・プレゼント規定」により取り扱いします。
 - ② 「ATM利用手数料無料」
当社ATMにてゴールド総合口座のキャッシュカード（代理人カードを含みます）・通帳または手のひら認証を利用した場合、当社ATM時間外利用手数料が無料となります。また、所定の提携ATMの場合、月2回までATM利用手数料が無料（口座単位で集計します。）となります。なお、他行と共同で設置しているATMを利用する際には、お取引明細票に手数料が印字されることがありますが、実際にはいただきません。

③ 「当社本支店間振込手数料無料（窓口振込除く）」

ゴールド総合口座からの振込の場合、当社同一支店宛・本支店宛の振込手数料が無料となります。ただし、窓口での振込は対象外となります。なお、振込の申込受付時点でゴールド会員であることが必要ですが、自動送金サービスでの振込は、都度の振込日前日時点でゴールド会員であることが必要です。また、スーパーOKダイレクトでの振込では、ゴールド総合口座がサービス口座となった日の翌日の振込申込受付分から無料となります。

④ 「通帳・カード再発行手数料無料」

ゴールド総合口座のキャッシュカード（代理人カードを含みます。）および通帳は、故意による破損等を除き無料で再発行します。

⑤ 「決済用普通預金口座管理手数料無料」

ゴールド総合口座と同一お客さま（C I F）番号の決済用普通預金の口座管理手数料が無料となります。

- (2) 優遇サービスを受ける際に必要な条件および優遇サービスの内容は変更することがあります。その場合、事前に当社ホームページ等で告知するものとします。
- (3) 優遇サービスの提供を当社の事情等で一時的に中断する場合があります。また、優遇サービスの取り扱いを中止することがあります。

4. (変 更)

口座管理手数料の支払方法を変更する場合は次回指定日の2平日前までに、当社所定の書面を提出していただきます。

5. (解 約)

- (1) 本取引を解約する場合は、当社所定の書面を提出していただきます。解約手続き後は各種優遇サービスを利用できません。
- (2) 口座管理手数料を指定日の翌月15日（土曜・日曜・祝休日の場合は翌平日）までに支払わなかったとき、当社は本取引をいつでも解約できるものとします。この場合、当社は本取引を一般の総合口座取引に切り替えます。また、発行済のゴールドカードについては、一般の総合口座キャッシュカードとして引き続き利用できますが、前記3.に記載の各種優遇サービスは利用できません。
- (3) 優遇サービスの不適切な利用が認められる場合、当社はお客さまに是正を求めます。お客さまがこの求めに応じなかったとき、当社は本取引を一般の総合口座に切り替えます。また、発行済のゴールドカードについては、一般の総合口座キャッシュカードとして引き続き利用できますが、前記3.に記載の各種優遇サービスは利用できません。

6. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、<大垣共立>カード規定および各種優遇サービスに関連する諸規定により取り扱います。

7. (規定の変更)

当社は本規定の内容を変更することがあります。その場合、事前に当社ホームページ等で告知するものとし、変更日以降は変更後の規定に従い取り扱います。

以 上